

平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川・ 笹内川	皆伐許容面積限度を定める所在単位区域又は森林の集団の所在単位区域
"	"	"	水源かん養保安林	保安林種
三九三・三八	九七五・五一	五一〇・八六	一、四二二・七二	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)

青森県知事 三 村 申 吾

森林法施行令（昭和二十六年政令第一百七十六号）第四条の一第二項の規定により、
平成二十七年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十七年九月一日

告 示

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課)：一

目 次

平成二十七年九月一日 (火曜日)	号外第七十五号
---------------------	---------

青森地区	今別川・蟹田川	浅瀬石川
下北東部	下北西部	下北東部
七戸川	馬淵川下流	上北地区
奥入瀬川	新井田川	一五六・六八
七戸川	中村川・ 笹内川	一五六・六八
馬淵川下流	岩木川下流	九四四・一六
奥入瀬川	岩木川上流	一五六・〇七
七戸川	岩木川上流	四四三・四四
七戸川	岩木川下流	六三六・五八
七戸川	岩木川下流	九六八・七二
七戸川	岩木川上流	一、二九〇・〇四
七戸川	岩木川下流	七六五・三七
七戸川	岩木川上流	一、〇二一・五五
七戸川	岩木川下流	六六八・三一
七戸川	岩木川上流	一五九・二八
七戸川	岩木川下流	一八・五六
七戸川	岩木川上流	七五・二二
七戸川	岩木川下流	四〇・六八
七戸川	岩木川上流	三〇九・六二
七戸川	岩木川下流	七・四〇
七戸川	岩木川上流	一六六・四〇
七戸川	岩木川下流	九四四・一六
七戸川	岩木川上流	一五六・〇七
七戸川	岩木川下流	六三六・五八
七戸川	岩木川上流	九六八・七二
七戸川	岩木川下流	一、二九〇・〇四
七戸川	岩木川上流	七六五・三七
七戸川	岩木川下流	一、〇二一・五五
七戸川	岩木川上流	六六八・三一

上北郡おいらせ町		三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・一三	三・一六	六・一〇	六・一四	〇・一八	九五・六一	九一・七四	一・一四	八〇・三四	二四・四八	一四九・四六	

上北郡おいらせ町		十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡東通村	むつ市	弘前市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡鰺ヶ沢町	西津軽郡深浦町	八戸市
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
〇・〇一	〇・一四	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	〇・三〇	三一・八一	〇・五〇	四・一〇	一三・八〇	〇・二六	三・二八	一六・七六	一六・五四	二・八四	三・五六	二・六六	

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	
"	保健保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林
八一・六四	一五五・六二	八・六四	九・三一	三・八四	一・〇〇	四八・二八	三・二六	〇・〇〇	二・八〇	〇・三八	三〇・一二	一〇一・九四	三・六〇	一・七六	〇・〇八	二・四〇	

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目一 番一 県号
(印刷所 青森市 東二 奥間販 印町人 刷三丁 株目一 式番会七 社号
定価小口一枚二付十五円四十四銭

毎週月・水・金曜日発行